

死体解剖保存法に係る事務処理要領

1 目的

この事務処理要領は、死体解剖保存法（昭和24年法律第204号。以下「法」という。）に基づく申請様式等必要な事項を定めるものである。

2 申請および許可手続

(1) 解剖の許可申請

法第2条第1項の解剖の許可を受けようとする者は、死体解剖許可申請書(第1号様式)を保健所長に提出しなければならない。

(2) 解剖許可書の交付

保健所長は、法第2条第1項の許可をしたときは、死体解剖許可書(第2号様式)を当該申請者に交付するものとする。

(3) 解剖場所の許可申請

法第9条ただし書の許可を受けようとする者は、死体解剖場所許可申請書(第3号様式)を保健所長に提出しなければならない。

(4) 解剖場所の許可書の交付

保健所長は、法第9条ただし書の許可をしたときは、死体解剖場所許可書(第4号様式)を当該申請者に交付するものとする。

(5) 保存の許可申請

法第19条第1項の許可を受けようとする者は、死体保存許可申請書(第5号様式)に死体保存に関する遺族の承諾書(第6号様式)を添えて保健所長に提出しなければならない。

(6) 保存許可書の交付

保健所長は、法第19条第1項の許可をしたときは、死体保存許可書(第7号様式)を当該申請者に交付するものとする。

(7) 保存死体の処分の届出

法第19条第1項の許可を受けた者で、当該許可に係る死体を処分しようとするときは、保存死体処分届(第8号様式)を保健所長に提出しなければならない。

附 則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

死体解剖許可申請書

年 月 日

市立函館保健所長 様

住所
申請者
氏名 削除
(年齢 歳)

死体解剖の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 被解剖者 住所
氏名 (年齢 歳)
- 2 解剖者が医師または歯科医師であるとき
登録番号 第 号
登録年月日 年 月 日
- 3 解剖を必要とする理由
- 4 解剖をしようとする場所
- 5 解剖に関する解剖者の履歴の詳細
解剖に従事した学校または病院の名称
経験年数 年 剖検数 体

(添付書類)

- (1) 死亡の事実を証明する書類 (昭和24年10月19日厚生省令第37号第一号書式)
- (2) 解剖に関する遺族の承諾書 (昭和24年10月19日厚生省令第37号第二号書式)

第2号様式(法第2条関係)

死 体 解 剖 許 可 書

年 月 日

様

市立函館保健所長 ㊟

年 月 日付で申請のあった死体の解剖については、
死体解剖保存法第2条第1項の規定により許可します。

死体解剖場所許可申請書

年 月 日

市立函館保健所長 様

住所
申請者
氏名 削除

死体解剖場所の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 被解剖者 住所
氏名 年齢
- 2 解剖者が医師または歯科医師であるとき
登録番号 第 号
登録年月日 年 月 日
- 3 解剖しようとする場所
- 4 上記の場所で解剖しようとする理由

第4号様式(法第9条ただし書関係)

死体解剖場所許可書

年 月 日

様

市立函館保健所長 ㊟

年 月 日付で申請のあった死体の解剖場所については、死体解剖保存法第9条ただし書の規定により許可します。

死体保存許可申請書

年 月 日

市立函館保健所長 様

住所
申請者
氏名 削除

次のとおり死体の全部（一部）を保存したいので、許可を申請します。

- 1 死亡者の住所，氏名，年齢および性別
- 2 死亡年月日および時刻
- 3 死亡場所
- 4 保存しようとする死体の区分（全部または一部の別について記載し，一部の場合は，その部分の名称を記載すること。）
- 5 保存しようとする理由
- 6 保存場所
- 7 保存方法

死体保存に関する遺族の承諾書

次のとおり、死体解剖保存法第19条第1項の規定に基づき保存されることを承諾します。

1 死亡者の住所、氏名、年齢および性別

2 死亡の日時および場所

3 保存しようとする者

住 所

氏 名

年 月 日

住 所

承諾者

氏 名

死亡者との続柄 (

削除

)

第7号様式(法第19条関係)

死 体 保 存 許 可 書

年 月 日

様

市立函館保健所長 ㊟

年 月 日申請の死体の全部(一部)の保存は、死体
解剖保存法第19条第1項の規定により許可します。

保 存 死 体 処 分 届

年 月 日

市立函館保健所長 様

住所
届出者
氏名 削除

次のとおり保存死体を処分したいので届け出ます。

- 1 保存許可年月日および番号
- 2 処分しようとする死体の区分(全部または一部の別について記載し, 一部の場合は, その部分の名称を記載すること。)
- 3 処分しようとする理由
- 4 処分の場所
- 5 処分の方法